

🔍 キーワードで検索できます

[奉行クラウド ヘルプセンター](#) > [法定調書奉行クラウド](#) > [リリースノート](#)

2022/01/12 (予定) 改正

退職所得課税の改正に対応

令和4年以降に支払われる勤続年数が5年以下の役員以外の社員の退職金（以下「短期退職手当等」）に対して、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について2分の1課税が廃止されます。

対応メニュー

[\[支払調書 - 支払調書 - 退職所得の源泉徴収票\]](#) メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。